



京都府の平成30年度消費生活相談概要がまとまりました！

平成30年度の相談件数は4,768件で、平成29年度(5,061件)より減少となりました。

高齢者(65歳以上)からの相談件数は1,545件(37.4%)で、うち詐欺的な手口に関する相談は250件(16.2%)と前年度より増加(H29年213件 前年度比117.4%)しています。

商品・役務別の相談件数は、1位がアダルト情報サイトや出会い系サイト等に関する「放送・コンテンツ等」で全体の12.4%を占め、2位には架空請求ハガキを含む「商品一般」が10.4%を占めています。前年度に比べて架空請求のはがきが送られてきたという相談が増加したため、「商品一般」の相談が増加(前年度比142.3%)しています。

<相談の多い商品・サービス>

順位	平成30年度	件数	平成29年度	件数
1位	放送・コンテンツ等	593	放送・コンテンツ等	682
2位	商品一般	498	商品一般	350
3位	不動産貸借	239	不動産貸借	289
4位	健康食品	168	インターネット通信サービス	220
5位	融資サービス	147	健康食品	196
6位	住宅工事	137	移動通信サービス	161
7位	移動通信サービス	126	融資サービス	133
8位	インターネット通信サービス	119	化粧品	104
9位	化粧品	115	住宅工事	103
10位	金融商品等	96	自動車	94

●SNSに関する相談が増加

SNSを通じて金銭を騙し取られるケースに加え「友達になりたい」との申請を承認すると執拗にメッセージが送られ、高額商品の販売に誘われるなどの相談が増加しています。(H30年312件、H29年254件 前年度比122.8%)

●裁判所等の公的機関を装った架空請求相談が倍増

「地方裁判所管理局」、「民間訴訟管理センター」、「法務省所管支局」等と名乗る機関から、「訴訟取下げ」をするためには連絡するように、と記載されたハガキが届いたといった相談が増加しています。(H30年181件、H29年90件 前年度比201.1%)

また、従来のはがきではなく封書が届いたといった相談も出現しており、引き続き注意が必要です。

<京都府の取組>

高齢者の消費者被害防止のため地域ぐるみの見守り活動を強化するとともに、昨年度に引き続き、府内各地で、市町村・警察等と連携して特殊詐欺・悪質商法撲滅イベントを実施します。

また、府民のネットトラブル対処能力を強化するためタブレット端末を用いたアクティブラーニングコンテンツ(体験型学習ソフト)を警察と共同で開発し、被害防止講座を実施しています。

<相談内容>

地方裁判所管理局から「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。どうしたらいいか。

～ワンポイントアドバイス～

- 「地方裁判所」と名乗っていますが、裁判所とは一切関係がありません。
- 正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前が記載された封書で郵便員が直接手渡すことが原則。ハガキでポスト投函されることはありません。
- 架空請求のハガキや封書（書面）に記載されている機関の名称は、裁判所や法務省の名称を不正に使用したり、消費生活センターや国民生活センターを装ったりするなど様々です。連絡をすると消費者にお金を払わせようとしたり消費者から個人情報を得ようとしたりしますので、このようなハガキや封書（書面）は無視してください。



不審や不安に思った時は、最寄りの消費生活センターへご相談ください



今年も開催します！！ 「特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション」

昨年に引き続き、今年も特殊詐欺や悪質商法をテーマとした啓発イベントを開催します。

◆日時・会場◆（予定）

- ① 9月14日（土） SKYふれあいフェスティバル（京都パルスプラザ）
- ② 10月19日（土） 城陽市消費生活展（アル・プラザ城陽）
- ③ 11月10日（日） まいてフェスタ（舞鶴中総合会館）
- ④ 12月 1日（日） 京丹後市消費生活セミナー（京丹後市社会福祉会館）

音楽演奏、大道芸、啓発寸劇、啓発落語、トークショーなど楽しい企画を予定しています。詳細はHPでご案内します。ぜひお誘いあわせの上、ご参加ください。

～困った時は、お気軽にご相談ください～

《くらしの相談》

（平日9時～16時）

075-671-0004

《高齢者消費生活ホットライン》

（平日9時～17時）

075-671-0144

《多重債務・ヤミ金融》

（平日9時～17時）

075-671-0044

《土日祝日電話相談》

（土日祝日10時～16時）

075-257-9002



**特殊詐欺の入り口は
固定電話です！！**

～在宅中でも留守電の設定を～

**私だけは大丈夫。
それが危ない特殊詐欺**

断るときは、大きな声ではっきりと

- いりません
- お断りします



全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



@消費者庁

発行：京都府消費生活安全センター

電話：075-671-0030（事務）

FAX：075-671-0016

E-mail：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp